令和2年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】: 令和2年7月1日(水)午前10時から11時半まで

【会 場】: 新潟市役所分館6階 1-601会議室

【出席者】: 委員長 鈴木 髙志 (弁護士)

委 員 上村 都 (大学教授)

委 員 大野 寛之 (公認会計士)

委 員 津野 洋子 (行政書士)

委 員 富山 栄子 (大学教授)

委員 白石 弘美 (公募委員) (出席数:6名/委員数:6名)

1. 定例会議 報告

(1) 令和元年度下半期(10月~3月)発注工事に関する入札・契約手続き の運用状況等の報告

(鈴木委員長)

委員長を務めさせていただきます鈴木です。よろしくお願いいたします。暑い中、マスクを して大変だと思いますけれども、要領よくやっていきたいと思います。

これより、令和2年度第1回新潟市入札等評価委員会定例会議を開催いたします。次第に沿って進めさせていただきます。次第1、定例会議の報告(1)令和元年度下半期(10月~3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

契約課長の高山でございます。よろしくお願いいたします。それでは、令和元年度下半期における発注工事の状況等について報告と説明をさせていただきます。お手元の資料1ページ、発注工事総括表をご覧ください。令和元年10月から、令和2年3月までの半年間の状況でございます。契約総件数が429件、当初契約額の合計は203億4,351万円余り、平均落札率は91.55パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。建設工事の件数ですが、前年同期が423件であったのに対し、6件の増となっております。平均落札率が前年同期が91.77パーセントであったのに対し、0.2ポイント低下をしております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものでございま

す。前回お示ししたグラフに令和元年度下半期のデータを追加いたしました。平成17年度以降下がり続けた平均落札率は平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げて以降上昇し、平成26年度に区発注案件について、下限値を90パーセントに引き上げて以降はほぼ横ばいの状況が続いております。入札改革につきましては、前回ご説明させていただいたとおりでございますので省略させていただきます。以上で、令和元年度下半期の総括的な報告とさせていただきます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。特になければ続いて苦情処理および指名停止について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

次に、苦情処理及び指名停止について、報告をさせていただきます。資料3ページになります。苦情処理につきましては、該当がございませんでした。

続きまして、4ページになります。指名停止についてですが、昨年度下半期におきまして指名停止となった案件は1件で、該当業者は1社です。措置対象事業者は、株式会社巴山組になります。阿賀野川河川事務所発注の馬取沢砂防堰堤その4工事において、令和元年6月3日、工事用道路にて敷鉄板敷設作業をしていた作業員1名が敷鉄板の荷下ろし中にトレーラーの荷台と敷鉄板に挟まれ死亡する工事関係事故が発生したため、要領別表第1、第8号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当し、2週間の指名停止といたしました。右側5ページに措置要領の抜粋ですが、情報を参考までに掲載させていただいております。報告は以上になります。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの報告についてご質問はございますでしょうか。ないようですので、続いて当番委員より抽出工事事案の説明になります。今回審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員の富山委員から事前に抽出していただいております。富山委員から抽出事案と抽出理由について説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(富山委員)

6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。最初に制限付一般競争入札につきましてはNo.3が総合評価方式の評価内容について確認したいため、総合評価方式で工事種別が 土木一式工事の中で、契約金額が最も大きい案件を抽出しました。No.199につきましては 入札3件の内、辞退2件となった経緯を確認したいため抽出させていただきました。

次に指名競争入札ですが、No.82です。入札6件の内辞退3件、超過2件、落札率97.89パーセントとなった経緯を確認したいため、抽出とさせていただきました。続きまして、No.97です。入札13件の内辞退5件、無効4件、超過2件、棄権1件、落札率99.67パーセントとなった経緯を確認したいため抽出させていただきました。最後に随意契約ですが、No.2は、入札16件、辞退13件、無効1件、棄権1件、落札率100パーセントおよび指名競争から随意契約に移行した経緯を確認したいため抽出させていただきました。最後に、No.10です。落札率100パーセントとなった経緯および随意契約にしなければならなかった理由を確認したいため抽出させていただきました。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。抽出案件につきましては、事務局から一般競争入札、指名競争入 札、随意契約の順に説明していただきます。なお、審議につきましてはある程度区切りながら 行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3)抽出工事案件の審議

(鈴木委員長)

事務局は、一般競争入札の2件について説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課の課長補佐をしています伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

一般競争入札の2件につきまして説明いたします。資料8ページとなります。

抽出事案説明書①になります。工事名は、坂井輪排水区坂井輪幹線 51—1管更生工事となります。表からご説明します。発注方式ですが、制限付一般競争入札で総合評価方式を適用しております。工事担当課は記載のとおりになります。4段目の予定価格ですが、1億9,787万円で、落札金額は1億7,750万円で、いずれも消費税抜きの金額が記載されております。落札率は89.71パーセントで、これは落札金額を予定価格で割り返したものとなります。次の工事種別は建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など29工種ありますが、その内のどれにあたるかを記載しておりまして、本案件は土木一式となります。次の工事概要につきましては管更生工となっておりますが、次のページに詳しい説明がございます。本工事は下水道管の耐荷能力、耐久性および流下能力を保持するため、老朽化しました既設管内の内側に新たな管を構築する管更生工事となります。また、前のページに戻りまして、下から6段目の競争参加資格の設定内容をご覧ください。こちらは、のちほど詳しく説明いたしますが、個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的な事項を定めた一般競争入札の共通項目の入札参

加要件を適用しているということを明記しています。

次の、資格を設定した経緯、理由ですが、本工事の個別の要件につきましては副市長を委員 長とする入札参加要件等審査委員会に諮り定めているものです。次の欄の資格参加申請書の提 出者数ですが、電子申請の参加申込みを行ったものが7者、辞退者数等は申し込み後辞退、棄 権の手続きを行ったものの総数で1者、入札参加者数はこの辞退者数を除いた、入札した参加 者数で6者となっております。

次の落札候補者の資格認定ですが、本市では資格審査については入札後、落札候補者に対して行われており、その後契約を結んでいるものです。一番下の入札状況等の契約までの経緯については記載のとおりでございます。

続きまして、10 ページをご覧ください。10 ページは、本工事の入札の際に実際に行った公告の内容を示しております。表の上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種などが記載されています。上から10段目の予定価格の欄をご覧ください。予定価格については、本入札は事後公表としておりまして、落札候補者決定後に公表しています。次の欄の最低制限価格につきましては、総合評価方式ですので設けておりません。

続きまして、申請申込の質疑書の提出の締切日時、電子入札の手続きが可能な期間、入開札予定日時等が記載されています。前払金の欄をご覧ください。前払金については契約締結後に請求があったのちに契約額の4割以内を前払いするもので、本工事は「する」としております。その隣の部分払いにつきましては、工期が2年以上続く場合に年度ごとの出来高に応じて支払うものとなります。単年度工事であります本件については「しない」としております。次の入札保証金については名簿登録業者を対象としているため免除としておりまして、賠償責任保険については要加入としております。下から8段目の単体または特定共同企業体というところ以下の部分が本工事の入札参加資格を記載した部分となります。主なものを説明したいと思います。下から5段目の格付または評点の欄をご覧ください。本市の競争入札に参加するためには2年に1度入札参加資格申請書を提出する必要あり、市ではこの申請に基づき資格の認定と格付を行っています。通常、土木一式工事では、SからDまでのランク付けを行いまして、工事規模によって入札に参加できるランクを決めております。本工事は比較的工事規模が大きいものであるため、参加資格としてはSまたはAランクに格付されているものを対象としております。

次の営業拠点につきましては、地方自治法の施行令で地域要件を設定することが認められており、本市では原則として市内に本社、本店を有するものを優先としております。実績要件につきましては、審査委員会に諮って定めた要件で、本工事の場合は平成16年4月1日以降に

竣工した請負金額2千万以上の下水道管更生工事で公共工事の元請実績があるものを対象としております。もう一つ要件がございまして、配置技術者について、本管更生工事はその他の土木工事と異なる特殊な施工であり、特別な維持管理知識が必要なため日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた本管更生工法のうち各工法協会が主催する技術講習を修了した専門技術者を選任で配置することを要件として求めております。工事概要については記載のとおりです。

最後に備考の欄をご覧ください。3点記載があります。①として、本件は開札後に予定価格を公表したあとに積算上の疑義を受け付ける対象の工事であることを示しています。②として、予算の繰越承認が得られた場合には履行期限を令和3年3月15日に変更するということをお伝えしています。③として、本入札は一抜け方式により実施することを示しております。③の一抜け方式につきましては、追加で配付しました10—2の資料をご覧ください。「一抜け方式について」という資料になります。一抜け方式とは、同一公告日に同一要件で複数の同種工事を発注する際に採用しているものです。この方式は、例えば、一つ目の入札で落札候補者となった業者につきましては、仮に二つ目の入札で入札して一番最低の価格を示したとしても一つ目の入札で落札候補者となっておりますので、二つ目の入札は無効とする仕組みでございまして1社に契約が集中してしまうことを防ぎ、落札業者の分散を図る方式です。今回は同一公告日に下水道管更生工事4件セットとして入札を行っておりますので、予定価格の高い順に開札しているところです。こちらが一抜け方式の仕組みになります。

続きまして11ページ、入札結果をご覧ください。予定価格につきましては先ほどご説明したとおり1億9,787万円、最低制限価格につきましては、総合評価方式のため設定しておりませんが、最低制限価格と同様に計算した調査基準価格は1億7,750万となります。今回の入札の参加申請書の提出は7社ありました。その内辞退が1社で有効札が6社ありました。全者が先ほど申し上げました調査基準価格と同額の入札をしましたが、最終的には、総合評価の結果、北栄建設株式会社新潟支店が落札いたしました。落札金額は1億7,750万円となります。次に、総合評価の内容につきましては技術管理課から説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課の阿部といいます。よろしくお願いします。抽出工事事案①の総合評価につきまして説明いたします。まず、総合評価落札方式につきましては、公共工事の品質確保を目的に価格競争だけでなく価格以外の技術的な要素として、企業や配置予定技術者の施工実績、工事成績、災害協力等の地域貢献度など総合的に評価しまして、価格と技術力の両面から最も優れたものを落札者とする入札方式ということになります。なお、今回の事案につきましては、特別簡易型Ⅲ型方式を採用したものです。

12 ページをお開きください。まず上の表からですが、総合評価方式による評価結果です。 当該事案の入札参加者の内6社について総合評価を行いました。落札候補者は表に記載のとお り、価格評価点Aと技術評価点Bを合計した総合評価点、AプラスBと書いてあるのですけれ ども、最高得点は99.8点を取った北栄建設株式会社新潟支店が候補者になりました。なお、 株式会社加賀田組新潟支店におかれましては入札を辞退されましたので評価対象から外れて おります。

次に、工事成績平均点表です。工事成績平均点につきましては各企業の過去5か年における 新潟市発注工事の成績点の平均点を算出しまして、成績評価点として換算したものになりま す。なお、工事成績平均点が82点以上となった場合につきましては最高で7点の評価となり ます。

次に、13 ページをお開きください。総合評価方式に関する評価調書になります。総合評価につきましては、冒頭説明しましたとおり、価格面と技術面を総合的に評価する入札方式であり、今回その割合を技術評価点を 20 満点、価格評価点を 80 満点、合計 100 点満点として入札参加者を評価いたしました。まず、上の表ですが、工事番号、工事名、工事個所、工事概要、予定価格、調査基準価格などを記載しております。中程の下の表には総合評価と書いてあるとおり、評価項目を記載しており、今回の事案では数字が入っている項目を対象に評価を行いました。その表の 2 段目に記載しました標題の左から順に、2 段目にあります工事の施行能力としまして、企業や配置予定技術者の能力を評価したものになります。右の地域貢献度につきましては、災害時活動協力や高齢者雇用、ボランティア活動を評価したものになります。一番右の客観的な優良性としまして、品質マネジメントの国際基準になります ISOの認証を総合評価したものになります。一番右になりますけれども、各企業の技術評価点の合計点を記載しております。20 点満点中 19.8 点を獲得しました北栄建設株式会社新潟支店が技術評価 1 位なったということでございます。

次に一番下の表です。総合評価の結果です。一番下の表をご覧ください。この表には入札価格、予定価格以下で調査基準価格以上の価格、および入札価格に基づく価格評価点Aと先ほどの技術評価点B、AとBを合計しました総合評価点を記載しております。今回の価格評価点では表に記載のとおり、全ての入札参加者が調査基準価格の1億7,750万円と同額でしたので全者80点満点ということになりました。以上、説明してきました評価基準を通じまして、総合評価方式に関する評価調書の記載のとおり、一番下の北栄建設株式会社新潟支店が100点満点中99.8点と最も高く、落札候補者となった次第でございます。以上で、今回の総合評価方式の評価内容につきまして説明を終わります。

(事務局)

続きまして、もう1件の一般競争入札について説明いたします。資料は14ページをご覧ください。中部下水処理場No.2ガスタンク設備工事になります。発注方式は制限付一般競争入札です。予定価格は4億6,964万円で、落札金額は4億5,100万円で、落札率は96.03パーセントでした。工事種別は機械器具設置とありますが、工事概要は次のページをご覧いただいて説明します。今回のものについては、ガスタンク設備工とありますが、下水処理場の汚泥処理で発生した消化ガスのタンク設備につきまして老朽化が進んでいることから、その更新工事を行うというものになります。写真については同じ処理場のNo.1のガスタンクです。これは平成30年5月に竣工したものとなります。競争参加資格を設定した経緯、理由ですが、前の案件と同様に、新潟市請負工事入札参加要件等審査委員会に諮って決定したものとなっています。資格参加申請書の提出者数は記載のとおりとなっております。

続きまして、16 ページをご覧ください。本工事の入札公告となります。主なものをご紹介いたします。上から10段目の予定価格の欄をご覧ください。予定価格は事後公表で、最低制限価格につきましては、今回は一般競争入札ですので「設ける」としております。続きまして、入札参加資格要件になります。下から4段目の営業拠点の欄をご覧ください。営業拠点は、日本国内に本社を有するものとしております。次の実績要件につきましては、平成16年4月1日以降に竣工した消化ガスタンクの貯留にかかる機械設備工事の実績を要件にしております。続いて、17ページの入札・契約結果をご覧ください。本入札の参加申請数は3者ありまして2者が辞退、結果的に1者での形となりました。事後公表としました予定価格は4億6,964万円、最低制限価格は4億3,790万円でした。令和2年1月14日に開札した結果、落札業者は月島機械株式会社水環境事業本部東京支社で、落札金額は4億5,100万円でした。なお、辞退した2者の辞退の理由ですが、1者については、我々が示した実績要件を満たさないというところから辞退したものと、もう1者については積算コストが合わないという理由で辞退したと聞いております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの2件について、ご質問等ございますでしょうか。 (富山委員)

3点質問があります。1点目ですけれども、1位と2位の違いを見ますと、ボランティア活動のところで差がついているわけですけれども、ボランティア活動の指標というのはどのように測定されていて客観的な指標なのかどうかということが1点目で、2点目が技術評価点の中で今回は災害時活動協力と高齢者雇用とボランティア活動が選ばれているわけですが、これは毎回そうなのかということと、もしそうではなければどうして今回この三つを地域貢献度として選ばれたのかということが2点目です。3点目は、この内訳を今回ボランティア活動のとこ

ろで1位と2位に差が出たということは業者には地域貢献度が劣っていたということは情報 開示されているのかどうか、以上三つについて教えていただければと思います。

(事務局)

まず、ボランティア活動ですが、ボランティア活動につきましては継続して3年以上やりましたとか、2年以上になりますかというところの評価と、それを併せて同時に工事場所とリンクさせまして、同じ区内であればより評価が高いような評価の仕方で、ボランティア活動というものは評価しております。そのボランティア活動の証明につきましては、総合評価で技術評価、1位になった業者に限っているのですけれども、一応資料確認ということで私どもの方に事業者の方からボランティア活動の証明書、過去3年間やりましたと、2年間やりましたという証明書を作ってもらって、技術管理課で確認をとっています。

こうした災害時におけるボランティア、地域貢献度という項目になりますけれども、それは選択制になっています。17 パターンあるのですけれども、それを機械的にパターンを当てはめていますので、この工事だからこの項目が選択されるとかはないので、毎回、毎回総合評価の選択項目については決めていくことにしております。情報開示につきましては、資料13ページになるのですけれども、これをホームページ上でアップして公表しています。

(富山委員)

そうすると、ボランティア活動については自己申告制ということなのでしょうか。例えば人数とか、1年に何回やったとかかかわらずに、1年にとにかく1回やれば、その年はやりましたという会社の申告によって、ボランティア活動となりますか。

(事務局)

会社の申告ですけれども、ボランティア主催者から感謝状なり、そういったコピーをいただいて、業者のほうが、それを資料として提示するという形になっています。あと、ボランティアについては、一人は認めていなくて、複数でされた活動に関して、評価しているというような状況でございます。

(富山委員)

常に1回やればその年はオーケーという感じなのですね。

(事務局)

1回目やれば、点数は低いのですけれども、点数が出ると。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

(白石委員)

資料の10ページになるのですけれども、2点ほど質問があります。繰越承認とはどういう

ことかということと、あと、履行期限が最初は令和2年3月31日までということですが、最初から令和3年3月15日までという設定ではだめなのでしょうか。この2点をよろしくお願いします。

(事務局)

地方自治体の予算制度というものが、単年度主義となっていまして、基本は当該年度の歳出については当該年度の歳入をもって充てるという原則がございます。基本的には予算というものは1年1年ついていますので、翌年度、要は予算がない翌年度の工事については契約できないことになっています。ですので、今回の工事は令和元年度に発注することになるので、予算はまだ令和元年度分しかついていません。ただ、工期が実際には3月までに間に合うような工事ではございませんので、とりあえずは入札段階では3月31日としておきまして、そして2月に翌年度の予算の議会があるのですけれども、議会で翌年度の予算の承認を得ると、それが令和2年度の予算に繰り越されて、その段階で変更契約をして、工期を延ばすというような形にしております。

(白石委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。

(大野委員)

10ページ、11ページのところの①の工事ですけれども、やはり素朴な疑問というか、皆さんが疑問に思うのは、6社入札しておりますが、なぜ同じ金額になったかということがまず1点と、それから調査基準価格というものがあって、これも聞き間違いかもしれないのですけれども、1億7,750万円ということで、なぜ調査基準価格と一致しているのかということと、最後に、調査基準価格はどうやって決まるのでしょうかという、この三つをご教示いただきたいと思います。

(事務局)

まず、金額が同額となった理由ですけれども、これは毎回委員会でも質問があるのですけれども、本市の場合は、土木工事におきまして設計単価表というものを公表しております。そのため、われわれのほうで、工事の案件の設計書だとかそういったものを入札のときに公表するのですけれども、単価が分かりますので、事業者はその単価に基づいて、積算システム等を使いながら、数字をピタリと当てることができます。この土木工事に関しては、こういった傾向が全般的に見られます。

続いての質問の調査基準価格ですが、入札金額が一致しているということですが、総合評価

方式ですと価格だけで落札者が出るわけではなくて、ほかの技術点で決めている部分がありますので、そういう制限価格はないのですけれども、ただ一方で、あまりにも低い価格で落札をされてしまうと、ダンピングということで品質の低下が心配されることもありますので、最低制限価格ではないですけれども、同様の考え方で調査基準価格というものを設定しているところです。

調査基準価格に入札金額が一致しているというのは、先ほど言いました予定価格が業者で予測がつきますし、結果的にやはり皆さん落札したいわけですから、調査基準価格のところに入札金額が集中してしまうということになってしまいます。

そして最後に調査基準価格の決め方になりますが、調査基準価格については公表しておりまして、計算の仕方が分かります。こちらの計算の仕方ですが、式があるのですけれども、設計金額を算定する際に四つの要素があるのですけれども、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の四つの価格要素に対して、一定の率をかけることになっていまして、例えば直接工事費であれば10分の9.7、共通仮設費であれば10分の9、現場管理費は10分の9、一般管理費は10分の5.5を掛けることなっていまして、その金額の合計が調査基準価格になります。こういった形で算定しているということでございます。

(津野委員)

一抜け方式のことでお尋ねしたいです。一抜け方式、あとでいただいた資料のア、イ、ウ、エと書いてありますけれども、この機会においてはこの4件が対象でしたというものでしょうか。

(事務局)

そうです。

(津野委員)

これはどういうふうに決まるのでしょうか。

(事務局)

これは同一公告日に、同じ要件で同種の管更生工事を入札するということで、設定しています。

(事務局)

一社に落札が集中しないような形で、ある程度分散をさせていただいて、広く受注していただくということで、この方式を平成29年度から採用させていただいております。

(津野委員)

そうですか。工期が集中しないようにというような方針があると思うのですけれども、どう しても年度末にかち合うとか、そんなことにならないようにという、平準化というような動き が国にあると思うのですけれども、それとも関連しているのでしょうか。

(事務局)

そうです。今回の工事ですと、わりと年度末に近い時期に発注されているのですけれども、 結局同じようなところで、工事を複数並行して行うものですから、そこら辺でなるべく業者が 重ならないようにということで、そういった配慮も含めて一抜け方式を採用させていただいて います。

(津野委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

今の関連で思ったのですけれども、例えば坂井輪幹線も、結局、工事場所自体がその辺ずっと続くのですよね。それを分けて別々の業者に任せようと。こういうことで分散させるわけですけれども、そのことによって例えば工事の総額が高くなったりとか、そういうことはないのでしょうか。まとめてやらせたほうが安くあがりそうな気がしたものですから。

(事務局)

今回の工事現場、坂井輪排水区3件ございますが、場所的に、これはつなげたところを三つに切っているという形ではないのです。それをやりますと同じマンホールから作業するような形になるので、それが同時施工ですと、こっちをやっている間はこっちができないということが出てきますので、この辺、この辺、この辺という形で3か所分けて、場所的に若干ずれています。確かにそれを1個にまとめてやれば、経費的な関係で若干安くはなるとは思うのですけれども、場所がずれているということと、そういった形で複数の工区で分かれていますので、一気にやるということになると、やはり分けて業者さんを増やしたほうがいいということで分けさせていただきました。

(鈴木委員長)

分かりました。あと、いかがでしょうか。2番目の工事についてはご質問等ございませんか。 (白石委員)

16 ページの真ん中辺りですけれども、機械器具設置工事に登録されているものとあるのですけれども、こちらは何社くらいあるものでしょうか。

(事務局)

本市の場合ですと、機械器具設置工事を登録している業者数は全281社になります。

(白石委員)

今回落札した業者ですけれども、新潟の会社ではないですよね。東京の会社ですか。新潟ではこういった会社はないのですか。

(事務局)

そうですね。 281 社の内訳としては市内に本社本店がある業者が78社、市内に支店営業所を設置している業者が28社いました。市外業者が175社です。本来、下水道のガスタンクというのは特殊な工事ですので、必ずしも機械器具設置の工種に登録している業者の全社ができるわけではございません。それから、われわれのほうで下水道のこういったガスタンクに関して工事が可能な業者の数をコリンズで調べたところ、国内で23社ありました。その内、新潟市に名簿登録がある業者は11社で、23社全部が登録あるわけではないので、結果として、市外業者が落札しました。

(白石委員)

ありがとうございます。

(事務局)

辞退されている2社というのは新潟市内の業者です。

(白石委員)

分かりました。ありがとうございました。

(富山委員)

先ほどの質問に関連してですけれども、10—2の対象工事のところで第 10 号、第 8 号、第 9 号が同じということですけれども、これは例えば三つの管をまとめて発注することによって、1 単位当たりのコストは相当下がると思うのですけれども、そういう考えはないのでしょうか。そうすると、新潟市の負担するコストとしては相当下がるのではないかと考えられるのではないかと思います。

(事務局)

積算が、下水道の担当の課でやっているので、私どもで実際にこれを三つまとめたときにどれくらいのコストを下げられるかというのは申し訳ありませんが、今算定ができないものです。多分、直接の工事費というのはあまり変わらないとは思います。経費的な部分で下がってくるというようなことは考えられるのですが、詳しく、いくらくらいになるかということは私どもでは算定ができないもので申し訳ございません。

(富山委員)

工事費は変わらないかもしれないのですけれども、管を3倍発注すれば、どう考えても相当 安くなると思いますので、今後新潟市の財政のために少し考えてもいいのではないかと思いま す。

(事務局)

私どもも、市内業者の育成ですとか経済の活性化ですとかそういった側面もございますし、

やはり広く多くの業者に受注をしていただくということも一つの方策ではございます。その辺等の兼ね併せはあるかと思いますが、まとめて発注する、あるいは分割して発注するということは、それぞれその考え方もございますので、総合的な考え方を今後検討したいと思います。 (鈴木委員長)

あとはどうでしょうか。ないようであれば、次が指名競争入札の意見の説明をお願いしましょうか。

(事務局)

西蒲区地域総務課野崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは、指名競争入札の2件についてご説明を申し上げます。抽出案件③蒲建 123 号主要地方道新潟中央環状線松野尾地内歩道新設工事についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料 18 ページをご覧ください。工事担当課は西蒲区建設課でございます。税抜で予定価格は 284 万円、落札金額は278 万円、落札率は97.89 パーセントでございます。工事種別は土木一式でございます。工事概要は記載のとおりでございます。なお、事業概要につきましては19 ページをご覧ください。新潟市西蒲区通学路交通安全プログラムに基づき、一部の未整備であった歩道の現道を拡幅整備し、通学路として安全な歩行空間の確保と交通安全を図るための工事でございます。

次の20ページでございますが、入札につきましては指名競争入札を行ったところ、6社の内辞退が3社、超過が2社となりましたが、1者が予定価格以下であったため落札となりました。抽出理由にあります入札6件の内辞退3件、超過2件、落札率97.8パーセントとなった経緯についてでございますが、本工事が行われました10月から12月中旬にかけては一般的に積雪の多くなる前の冬前に工事を終えたいというところから、元々工事が集中する時期でもございます。こちらにつきましては、2点の要件が考えられます。一つ目としましては、本来6月頃発注予定であったのですが、用地買収の遅れに伴いまして9月以降の契約となったという点、もう1点は国の交付決定時期が遅れ、他の工事も同じ時期になったというところでございます。以上の理由によりまして、工事業者の請け負っていた工事が混み合っていたことが推測されるものでございます。説明は以上でございます。

引き続き、抽出案件④建一第84号巻地域保健福祉センター電気設備改修工事についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の22ページをご覧ください。工事担当課は公共建築第1課でございます。税抜で予定価格は903万円、落札金額は900万円、落札率は99.67パーセントでございました。工事種別は電気でございます。工事概要につきましては、23ページをご覧ください。巻地域保健福祉センターの老朽化によるセンター内全体の照明器具、天井スピーカー、スポット型感知器などの電灯設備一式の改修、総合防災盤、非常用照明器具、誘導灯等防災設備一式の改修を行う工事でございます。

次ページでございます。入札につきましては指名競争入札を行ったところ、13 社の内、辞退が5件、無効が4件、超過が2件、棄権が1件となりましたが、1者が最低制限価格以上、予定価格以下であったため落札となりました。抽出理由にあります入札13件の内、辞退5件、無効4件、超過2件、棄権1件、落札率99.67パーセントとなった経緯についてでございますが、昨年度は全市的に小中学校のエアコン取付工事が行われており、電気工事を行う業者の仕事が混み合っていたものと伺っております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。それでは、ただいま2件についてご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。私から、ただいまの2番目の電気設備の件ですけれども、指名競争入札ということで、指名したところが13社ということですが、これはどのあたりの業者を指名されたということですか。

(事務局)

実際、要綱に基づきますと6社でよかったのですが、先の理由によりまして、非常に電気設備の工事業者は大変だという話を伺ったものですから、13社という形で主に地元を中心として指名をさせていただいたというところでございます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。地元というと西蒲区が中心という感じですか。

(事務局)

そうでございます。

(鈴木委員長)

いかがでしょうか。

(上村委員)

抽出でいうと二つ目の件の電気の工事の件です。入札価格にかなり開きがあるようですけれども、電気については予定価格といいますか、単価といいますか、そういったものはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

(事務局)

これ、種別は電気ですが、土木とは違いまして、設計単価というものはございません。当然 のごとく、価格につきましてはメーカー指定等、カタログがメインになるものもございますの で、開きが必然的に出てくるということになっております。

(上村委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ちなみに、メーカー価格があるのでしょうけれども、最低制限価格ではどの程度見るのでしょうか。そういうものについて。

(事務局)

機器費になりますと、当然直接工事費の中に含まれているので、最低制限算出の場合には、 先ほどの低入札価格の調査の割合等もあったり、やはり直接工事費については、わりと多めに 取っている部分がございます。あと、それに絡む、今度はそこが安くなるとそれに絡んでくる 関連する経費が下がってくる、だんだん差が開いてくる、そういったことも考えられる。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(大野委員)

最初の③の工事のところで結果的に1者だけということで、あと超過、辞退になっているというのも、一つ目は辞退した理由がいろいろあったのですけれども、理由とかは聞いておられますでしょうか。もう一つは、超過になっているということで範囲外になっているのですけれども、こちらのほう予定価格というのが、事後的に見て妥当だったのかどうかということ、感想でもいいのですけれども、この2点を教えていただきたいと思います。

(事務局)

こちらの工事でございますが、本来は6月ないし7月に発注を予定しておりました。実際のところ、写真を見てお分かりのとおり、隣地を買収させていただいて、そこを取得した後に工事という形で、そこの用地交渉の部分が若干やはり交渉が難航した部分がありまして、工期が押してきましたという部分であります。最終的には降雪の前に歩道整備をしたいということで、こちらは10月4日に契約しまして、12月13日と、工期的に2か月という中で、技術者の配置とか資材手配等があって、はっきり申し上げると、あまり業者からしますと魅力がなかったというふうに伺っております。ただ、どうしても歩道整備なので参加はしていただきたいと形でお話はしたという経緯はございます。その中での、地元の3社から、入札はいただいたという形ですが、超過が2社という結果になっているところでございます。

(大野委員)

緊急的な工事にしなければ、やはりどうしても必然性があったという理解でよろしいのですか。

(事務局)

通学路交通安全プログラムに組み込まれたので、子どもさんの登校の安全を確保するという 中で、どうしても冬前にやってしまいたいというところがあったと思います。

(津野委員)

関連して。ここの質問ではないかもしれませんけれども、ここを見ると、多分地主さんの敷地のブロックの跡地みたいな、こういう危険な、冬場でなくても夜になると非常に危険ではないかと思っているのですけれども、このような道路というのは、ほかにも何か所かあるとは思うのですけれども、そういうものを改修というか、計画的なところでは議会の方で決まってくるのでしょうか。

(事務局)

私の場合は、区役所にいた経験があるのですけれども、そのときに学校と警察と区役所の合同で通学路の危険箇所を年に1回、2回、学校からの要望等を聞きながら点検をするという形で、その中でやはり早期に改修が必要なものですとかそういったものを建設課で把握して工事にくみ込まれていくのではないかと思います。定期的に各学校と区にある教育支援センターと警察という形で集まりをもってやっているというところもあります。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。特にないようでしたら、次に進みましょう。

それでは、随意契約の2件についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

秋葉区地域総務課の古俣と申します。よろしくお願いいたします。抽出案件⑤建二第50号 小合東小学校屋内体育館屋根修繕工事について説明いたします。資料の26ページをご覧くだ さい。予定価格、落札金額、落札率等につきましては記載のとおりでございます。工事種別は 建築一式で、小学校体育館の屋根の老朽化が著しく進んでいたため修繕し、劣化防止を図るも のであります。

入札結果につきまして、資料の29ページをお開きください。発注方法は指名競争入札で16 社を指名した内、1回目の入札では12社が辞退、4社が応札しました。1社が最低制限価格 未満のため無効、3社が予定価格を上回り、予定価格超過のため、翌日、13時に再入札を行い ました。再入札では予定価格を上回った3社の内、1社が辞退、1社が棄権、1社が応札しま したが、その金額も予定価格を再び上回り、予定価格超過のため最低価格入札者である株式会 社斎藤建設との不落随意契約に移行しました。

不落随意契約は、入札価格が予定価格を下回るか入札者が辞退するかのいずれかまで行われる紙入札方式で実施しました。1回目の紙入札では入札価格が予定価格を上回ったため、2回目の紙入札を行いました。2回目では予定価格以下の入札のため落札となり、契約を締結したものです。12 社が辞退しておりますけれども、その理由につきましては、本工事の参加者が

他の工事を抱えており多忙であったことが原因と思われます。落札率は 100 パーセントと高くなった理由としましては、今回の改修は工種の少ない工事であるため、一工種の単価の差の影響が大きくなったことが原因だと思われます。今回の屋根改修のように一工種、すなわち塗装が大きな比率を占める工事ですと、塗装単価を高く設定すると、そのまま入札価格に反映されてしまうことになります。これにより落札率が高くなったと思われます。

(事務局)

続きまして、東区総務課櫻井でございます。説明資料 30 ページをお開きください。30 ページから最後の 33 ページまでが資料になっております。抽出事案⑥中野山小学校ガス式マルチエアコン設置ガス設備工事について説明させていただきます。工事種別は管、入札方式は一者随意契約、予定価格は税抜で 298 万円、落札価格も同額、税込で 327 万 8,000 円で落札率は100 パーセントでした。工事概要につきましては、中野山小学校のガス式マルチエアコンを設置するためのガスメーターの増設や配管設備などガスの設備工事でございます。選定した相手方は資料のとおり、北陸瓦斯株式会社新潟供給センターであります。この業者を選定した経緯と理由につきましては当該工事がガス事業法第 48 条および北陸瓦斯託送供給約款VI—33 項により他者が施工できないためで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、性質または目的が競争入札に適さないものに該当するものでございます。

本工事を随意契約としなければならなかった理由につきましては、ガス事業法ではガス事業 者は、経済産業大臣の許可を受ける必要がございます。これによりまして、ガスの供給区域に つきましても許可を受けることとなるため、新潟市内におきましては北区、東区、中央区の全 域と江南区、西区の一部においては北陸瓦斯株式会社の供給区域となっております。併せて、 ガス事業法第48条ではガス供給区域における託送供給にかかる料金、その他供給状況につい て、ガス事業者は託送供給約款を定めて、これもまた経済産業大臣の許可を受けることになっ ており、これに従って北陸瓦斯株式会社は託送供給約款を定めて、供給区域におけるガス工事 について特定しております。この北陸瓦斯託送供給約款に供給区域内のガス工事については北 陸瓦斯株式会社に申し込むこと、ガス工事における設置所有者の費用負担については約款に定 められた算定方法に基づき算出された額を負担することが規定されております。北陸瓦斯株式 会社から提出された見積りに基づきまして、この度予定価格を設定し、随意契約になるため、 この見積り合わせをした結果1社だけですが、 落札率は 100 パーセントとなります。 簡単に申 し上げますと東区全域においては北陸瓦斯しかないということで、そこからの見積もりを取っ て、そこと随意契約者ということで 100 パーセントということになります。 別冊資料の発注方 式別一覧表、一番最後のページのところ、下の段のその他の一者随意契約条件というものがご ざいますが、No. 7からNo. 11 はすべてこの度の同じような案件で一者随意契約となっ

ておりまして、同じようにガス工事の場合、100パーセントとなっております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。今ほどの2件について、ご質問はございますでしょうか。

(富山委員)

まず、小学校の屋根の改修ですけれども、再入札において全社超過だったということですけれども、当初の予定価格は、客観的に見て適切だったと判断されているのかどうかということが1点目です。2点目がガス式マルチエアコンの件ですけれども、これはここで質問することではないのかもしれないのですけれども、エアコンには電気で動くエアコンもあるわけで、どうしてガス式のマルチエアコンをこれだけ設置することに決めたのかということをお願いできればと思います。

(事務局)

1点目のご質問ですけれども、屋内体育館の工事ですけれども、工事担当課が公共建築第2 課というところで担当しておりまして、私どもとしては、積算の内容については適切であるものと判断して、予定価格を定めて入札を執行したと考えております。

(事務局)

ガスの件ですが、どうしてガス式なのかは分からないのですが、今回のガス管の工事だけなので、エアコンそのものがガスでしたので、そこに配管をつけたという工事です。推測ですが、ガス式と電気式の概ね 20 年くらいのイニシャルとランニングを調べますと、イニシャル 20 年という少し長いスパンですけれども、これはもう本当に概算なのですが、ガスを取り入れた場合はここでいいますと 5,000 万円くらい最初経費がかかって、その後ランニングで 2,300 万円くらい 20 年かかる。電気ですと導入は 4,600 万円くらいですけれども、ランニングでいうと今の電気料金と 3,500 万円くらいで、ガスのほうが 20 年間で 1,000 万円くらい安くなるのではないかという計算は今あるのですけれども、その当時どうしてガスにしたかということは分からないです。

(事務局)

学校のエアコンについては、昨年度、国のほうで予算化して全校に設置したのですけれども、 設置の際に当初はすべてガス式をとるということでしたけれども、電気料金が若干低めになっ てきた経緯もございまして、どちらにするかを学校の規模ですとかそういったものと考えあわ せて、教育委員会でどちらにするかということを決めて全校に設置したということです。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

(大野委員)

⑤の工事、29ページで感想というかあるのですけれども、1回目の入札価格が560万円最低で、高いものは1,090万円ということで、倍に近いばらつきがあるということで、こちらにあるのは専門業者の方々だと思うのですけれども、なぜこんなにばらつきが出たのかということが疑問で不自然な感じがします。こういうことがあると、やはりある程度業者本命と当て馬みたいなところでそういう動きをする可能性があるので、何かこういうところでチェックをされたりはされないのでしょうか。

(事務局)

その業者について、3段目と4段目の業者だと思いますけれども、この内訳書を今持ち合わせていないので、担当のほうでもおそらく確認、内訳書の比較のチェックはされていないのではないかと私はその辺の今の段階を把握していないので、申し訳ないですがお答えできません。

(大野委員)

このくらい差があっても不自然ではないという。私は不自然に思ったのですけれども。

(事務局)

その辺は何とも申し上げようがないのですけれども、その辺の差については問題にしなかったということであります。

(事務局)

どうしても建築関係ですと、ある程度、単価公表されていない部分がありますので、こういった工事になりますと、同じような同一の単価のものを数量かけて、多分屋根の改修ですので、出ると思うのですけれども、その単価が違ってくると、その数量分だけ、ずれが生じるということは推測できるかと思うのです。私も内訳表を確認したわけではないので、どういったところが差になって出てきているのかというところは分からないのですが、さらにそこに経費の部分で、また差が広がっていくということは考えられるかと思います。

(大野委員)

この工事についてご説明があったかもしれないのですけれども、辞退が非常に多いということですけれども、せっかく指名して辞退されるというのも何のために指名したのかということですけれども、何か防止策みたいなものというのはないのでしょうか。

(事務局)

把握している理由としては、入札日の時点で、おそらくほかに工事を受注したために技術者 が確保できなかったということです。ほとんどの会社がそのような理由で、やむを得ず応札で きなかったのではないかと推察しています。

(大野委員)

そういう事情は、市としては事前には分からないのですか。

(事務局)

市の発注の工事と国や県の発注の工事、あるいはその他の工事も、あとで出ますけれども、 それぞれすべての工事の受注状況を把握する必要が出てこようかと思いますので、どの発注者 の工事に技術者を派遣しているかどうかということは、把握しようがないのではないかと思い ます。

(鈴木委員長)

金額にすごく、倍ぐらいの差があるというのは、ちょっと気持ちが悪いような。もしでした ら確認していただくといいかと思っています。

(事務局)

戻ったら、内訳書をどういう状況だったか比較したいと思います。

(鈴木委員長)

あとで聞かせていただければありがたいと思います。

あと、ご質問はございませんでしょうか。

もしなければ、本日の六つの案件全体について、その他、市の入札や契約制度全般について でもけっこうですので、ご意見等ございましたら、お願いします。

(富山委員)

また1番に戻って申し訳ないのですけれども、落札者との契約はメンテナンスとかアフターサービスというのは入っているのでしょうか。設置して終わりなのかということと、あと下水道の管というのは一つのメーカーしかないのか、それともいくつかメーカーがあるのか。いくつくらいあるのかということが、もし分かればお願いします。

(事務局)

契約につきましては、今回は既にある管を直す工事になりますけれども、工事の契約自体は そこを直した時点で一旦終わりです。瑕疵担保ですとかそういったものは、契約条項にござい ますけれども、そのあとのメンテナンスですとか、そういったものは別途契約になります。

あと、資料の9ページにSPR工法のイメージというものがあるかと思うのですけれども、 管更生につきましてはいくつか工法があるということで伺っております。そのため、公告に日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法、本案件はSPR工法と書いてあるのですけれども、ほかに複数の工法があるということでそれは伺っています。

(富山委員)

工法はいろいろあると思うのですけれども、管そのものを作っているメーカーというのは日本にいくつあるのですか。

(事務局)

そこまでは把握はしていないです。

(事務局)

把握はしていないのですけれども、そんなに多くはないと思います。

(富山委員)

もし、育成したいというのであれば、それぞれの工法のところの育成は三つの業者にやらせるようにして、管はまとめて発注したほうが新潟市にはトータルで安くなるのではないかと思いまして、今後検討していただければいいのではないかと。

(事務局)

今、雨水専用の大きな管のような、そういった管を実際につける際というのは、かなり大がかりな工事になりまして、ある程度の延長は工事1本で出すような形になっております。今回、抽出されなかったWTO案件であったのですけれども、延長が約二、三キロほどの雨水の管をシールド工法というマシンを使って掘り進む工事があるのですけれども、それについては57億円ということで契約させていただいおり、1本の工事で発注しています。

(津野委員)

いつもお聞きしていますが、2ページ、女性技術者の配置を要件とする入札の実施ということが平成29年から入っていると思うのですけれども、それは、昨年度の契約の中ではありましたでしょうか。

(事務局)

女性技術者を要件とした工事の発注につきましては、昨年度土木工事で2件、建築工事で1件、合計3件発注させていただきました。一応、今年度は今のところ建築の1件が発注済、契約済になっていまして、土木工事でできれば3件発注対象にしていきたいということで考えています。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。それでは、今日は委員からいくつか意見が出ましたけれども、今 後の参考としていただけますようにお願いいたします。

今回意見としては、特に一抜け方式について対象となる工事が近接で同種のものについては 一緒に発注したほうがいいのか、分けたほうがいいのかどうなのかということを考えたほうが いいのではないかというご意見が強かったと思いますので、今後検討していただければと思い ます。

それでは、次第2、その他に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。

2. その他

・次回の当番委員について

(事務局)

次回の定例会につきまして、次回の定例会議は令和2年11月下旬頃を予定しております。 時期がきましたら事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いい たします。

次に、次回、審議する対象工事を抽出する当番委員につきましては、前回ご了承いただいた とおり白石委員にお願いする予定としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 (鈴木委員長)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。